

【認可外保育施設・企業主導型保育施設】

第2子以降の保育料を無償化

(上限1か月あたり42,000円)

多子世帯の経済的負担を軽減します

※認可施設を利用の場合は原則手続き不要

令和7年9月以降の保育料について、次の全てにあてはまる児童を対象に、無償化を実施します。

- 保護者のいずれかが市町村民税を課税されている
- 保護者に保育が必要な事由がある
- 0歳から3歳になって最初の4月1日を迎えるまでの児童
- 第2子以降である（生計を同一とする児童を数える）

保育料の無償化を受けるには期限までに申請が必要です。

利用月	請求期限	支払月
4月から6月分	当該年度の7月末	当該年度の8月末
7月から9月分	当該年度の10月末	当該年度の11月末
10月から12月分	当該年度の1月末	当該年度の2月末
翌年1月から3月分	翌年度の4月末	翌年度の5月末

※令和7年度に限り、利用月に関わらず請求期限を令和8年度の4月末とします。

要綱や申請書の様式はホームページに掲載しています。
必要な書類を揃えて子育て支援課に申請してください。

お問い合わせ先

砥部町子育て支援課

電話 089-962-6171

土・日・祝日を除く8:30~17:15

詳しくは
ホームページを
ご覧ください。



1 対象児童

市町村民税課税世帯に属する、保育が必要な事由のある0歳から3歳になって最初の4月1日を迎えるまでの第2子以降の児童

2 対象費用

保育料（1か月あたり42,000円を上限に無償化）

※実費として徴収している費用や給食費、一時預かり保育料、延長保育料等を除く。また、施設の利用に対する補助を受けている場合はその額を除く。

3 申請方法

次の書類を子育て支援課へ提出

- ① 砥部町認可外保育施設保育料補助金交付申請書兼請求書
- ② 利用した月の保育料の領収書または施設が発行した保育料領収証明書
- ③ 補助金の振込を希望する口座がわかるもの（通帳等）
※②の領収書等に記載された保護者名義に限る。
- ④ 保護者に保育が必要な事由があることを証する書類
※当該年度の初回申請時のみ提出が必要
- ⑤ 本補助金以外で施設の利用に対する補助金等の交付を受けている場合は、その額がわかる書類

保育が必要な事由と必要書類

保育が必要な事由	要件	必要書類
就労	1月において、60時間以上労働することを常態とする。	就労証明書
妊娠・出産	妊娠中であるか又は出産後間がない。 出産予定日から8週前の日の属する月初めから出産日から8週を経過する日の翌日の属する月末まで	母子手帳の写しなど出産予定日がわかるもの
保護者の疾病・傷害	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいを持っている。	診断書または障害者手帳の写し
親族の介護・看護	同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護している。	看護（介護）申立書 診断書または障害者手帳の写し
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている。	申立書 罹災証明書がある場合はその写し
求職活動	求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っている。	保育施設入所に関する申立書
就学	学校、専修学校、各種学校等に就学。 公共職業能力開発施設の職業訓練、職業能力開発総合大学校の指導員訓練・認定職業訓練等を受けている。	在学証明書またはカリキュラム表など
虐待、DV	児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められる。 配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められる。	配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書等
育児休業	育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが当該認可外保育施設等を利用しており、当該育児休業の間に当該認可外保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められる。	就労証明書
その他町長が認める場合	前各項に掲げるもののほか、前各項に類するものとして町長が認める事由に該当する。	町長が必要と認める書類